

固定資産の価格等の縦覧について

市町村合併に伴い、本庁及び支所のどこでも縦覧ができます。

縦覧期間	4月1日～4月30日(土・日曜日、祝日を除く) 午前8時30分～午後5時	
縦覧場所 及び 問い合わせ先	佐渡市役所 市民課 〒952-1209 佐渡市千種232番地 ☎63-5112	佐渡市役所畑野支所 庶務課 〒952-0206 佐渡市畑野甲533番地 ☎66-3111
	佐渡市役所両津支所 税務課 〒952-8501 佐渡市湊198番地 ☎27-2111	佐渡市役所真野支所 庶務課 〒952-0318 佐渡市真野新町489番地 ☎55-3111
	佐渡市役所相川支所 税務課 〒952-1592 佐渡市相川塩屋町26番地 ☎74-0334	佐渡市役所小木支所 庶務課 〒952-0604 佐渡市小木町1940番地1 ☎86-3111
	佐渡市役所佐和田支所 税務課 〒952-1393 佐渡市河原田本町394番地 ☎57-8111	佐渡市役所羽茂支所 庶務課 〒952-0504 佐渡市羽茂本郷550番地 ☎88-3111
	佐渡市役所新穂支所 庶務課 〒952-0106 佐渡市新穂瓜生屋490番地 ☎22-3111	佐渡市役所赤泊支所 庶務課 〒952-0706 佐渡市徳和2376番地3 ☎87-3111
縦覧できる人(持参するもの)	納税者とその同居の家族・納税管理人	平成15年度の納税通知書(課税明細書)や運転免許証など、本人であることが確認できるもの、印鑑
	代理人	納税者の委任状、身分証明書、印鑑
	法人の社員	社員証など、印鑑
縦覧方法	窓口での縦覧	備え付けの縦覧申請書に必要事項を記入してください
	名寄せ帳の郵送請求	お手数でも、電話で確認してください
固定資産評価審査委員会への申し出	固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、公示日(4月1日)から納税通知書を受け取った日(4月中旬発送予定)以降60日までの間、文書で固定資産評価審査委員会に審査申し出をすることができます	



◆学生納付特例制度

国民年金は、職業・収入に関係なく、日本に住所がある20歳から60歳までのすべての人が加入することになっており、学生も20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納めなくてはなりません。

しかし、学生は所得がないか少ないなどの理由で、保険料を納めるのが困難な場合があります。

そのようなときは、学生納付特例制度をご利用ください。市役所の国民年金担当窓口で申請し、社会保険事務所で承認を受けると、保険料の納付を猶予され、社会人になってから支払うことができます。

申請は毎年必要で、承認される期間は、申請した月の前月分から年度末(3月分)までです。4月分から学生納付特例を受けた人は、5月末までに手続きをしてください。

国民年金からのお知らせ

◆国民年金保険料の前納がお得です

平成16年度 国民年金(定額)保険料の前納

前納額	1年間の保険料 (2,830円割引)	156,770円
	6か月間の保険料 (650円割引)	79,150円

前納を希望される人は、社会保険庁から送付される納付書で4月30日までに納付してください。

なお、国民年金(定額)保険料は月額1万3300円です。

問い合わせ先

市民課 国民年金係(☎63-5112)
各支所市民課 国民年金係